

提出された意見等及びそれに対する市の考え方

案件名：第3次都城市生活排水対策総合基本計画」の策定（案）について

募集期間：令和7年12月5日（金）から令和8年1月13日（火）

意見等提出件数：6件

項目	意見等の内容	件数	市の考え方
全般	<p>1) 本計画は、生活排水処理を地域特性に応じて選択するという基本的な考え方が示されており、その方向性自体は理解できます。また、生活排水対策総合基本計画が、いわゆるマスタープランとして位置づけられており、個別事業の詳細な費用や年度別予算までを必ず記載しなければならないものではないことも理解しています。</p> <p>しかしながら、住民の立場から計画を読むと、処理方式の選択や将来の方向性について、判断するための材料が十分に示されていないと感じます。特に、下水道、農業集落排水、浄化槽といった複数の選択肢が示されているにもかかわらず、それぞれについて、どの程度の費用負担や将来的な維持管理が想定されているのかが見えないため、なぜその方向性が合理的と判断されたのかを理解することが難しい状況です。</p> <p>図表2-3-7によれば、令和6年度末時点で単独処理浄化槽の処理人口は10,797人と、浄化槽処理人口の約14%を占めています。単独処理浄化槽は生活雑排水が未処理のまま放流される方式であり、水質保全の観点からも課題が残っています。一方で、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換は年間約260基程度と読み取れますが、本市の1戸当たり人数（約2.14人）で単純換算すると、解消には約20年を要する計算となり、計画期間を大きく超えることとなります。このような時間軸の問題についても、計画からは十分に見えてきません。</p>		<p>1) 生活排水の処理方法につきましては、家庭からの生活排水を1か所に集めて処理（集合処理）する公共下水道と農業集落排水施設及び生活排水を各家庭で処理する合併処理浄化槽があります。</p> <p>市では公共下水道区域・農業集落排水施設区域を設定しており、それ以外の区域が合併処理浄化槽の区域となり、お住いの地区によって処理方式が決まります。</p> <p>ただし、公共下水道区域内の未整備区域においては、合併処理浄化槽で対応する場合があります。</p> <p>また、処理区域については、人口密度等の地域実情や費用対効果で判断し区域設定をしております。</p> <p>単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換については、計算上約20年かかることとなりますが、単独処理浄化槽や汲み取り槽は、将来的な人口動態や老朽化した家屋の解体等で減少することが見込まれます。</p> <p>なお、この計画は、10年後の生活排水処理率を数値目標（参照：本編P51図表4-3-3）として掲げたものであり、社会経済情勢の変化に応じて見直しをまいります。</p> <p>農業集落排水施設につきましては、施設の再編・集約、最適な施設規模の検討など維持管理の効率化・適正化に向けた対策の検討を行っております。</p> <p>生活排水対策は市民の皆様一人ひとりのご理解とご協力が必要です。市ホームページ等で情報発信を図っております。</p>

また、農業集落排水施設については、今後人口減少が見込まれる地域に多く立地していることから、老朽化した施設を将来にわたって維持・更新していくことが本当に合理的なのか、住民として疑問を感じます。仮に維持管理費や更新費用が使用料で賄われず、一般会計からの補填が前提となる場合には、受益者負担や市民間の公平性の観点からも、より丁寧な説明が必要であると考えます。

計画に費用の詳細をすべて記載することが必須でないとしても、少なくとも、どのような考え方で処理方式を選択しているのか、将来の負担や効果をどのように評価しているのかといった判断の軸は、住民が理解できる形で示されるべきです。住民が内容を理解し、良し悪しを判断できない計画は、合意形成や実現の面でも意味が薄くなってしまうのではないのでしょうか。

単独処理浄化槽の解消や農業集落排水施設の将来方針については、合併処理浄化槽への転換を含め、どの程度の期間で、どのような基準や考え方に基づいて進めていくのかを、数値目標や工程の形で示していただけを求めます。あわせて、計画の内容や判断の考え方を、住民が理解できる分かりやすい形で示し、住民が主体的に考え、参加できる計画として進めていただくことを期待します。

2) 私は中学生として、本計画を読みましたが、計画の考え方や判断の根拠が分かりにくいと感じました。

計画の中では、「生活排水処理施設の整備などの生活排水対策を進めてきた結果、生活排水処理率は向上し、河川の水質もおおむね良好な状態に近づいた」と書かれています。また、農業集落排水施設については「水質保全を図る」「循環型社会の構築を図るためにも重要である」、公共下水道や合併処理浄化槽についても「中核的役割を担って

2) 本計画は、生活排水対策の基本的な方向性や目標値を定める「指針」として作成したものです。「どこに、どのような排水処理施設を、いつまでに整備する」といった施設整備の計画とは異なります。

生活排水の処理方法につきましては、家庭からの生活排水を1か所に集めて処理（集合処理）する公共下水道と農業集落排水施設及び生活排水を各家庭で処理する合併処理浄化槽があります。

市では公共下水道区域・農業集落排水施設区域を設定しており、それ以外の区域が合併処理浄化槽の区域となり、お住いの地区によって処理方式が決まります。

いる」「重要な役割を果たす」といった表現が使われています。

このように、計画では、排水処理の方法を選ぶことが環境や地域にとって良い影響を与えるという評価が示されています。しかし、その一方で、どの処理方法によって、どの程度水質が改善されるのか、どの方法がどのような点で優れているのかといった、判断の基準となる具体的な説明は示されていません。

特に経済的な面については、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽のそれぞれに、どれくらいの費用がかかり、将来どのような負担や効果が見込まれるのかが分かりにくく、方法の違いを比べて判断することが難しいと感じました。これは中学生だけでなく、大人にとっても理解しにくい内容だと思います。

この計画は、私たちが毎日使って流している水の日先を決める重要な計画だと思います。「重要」「効果がある」と示すだけでなく、なぜそう判断できるのか、数値や図表、比較などを用いて分かりやすく示してほしいと思います。考え方の順番や判断の理由が示されれば、住民は自分の生活と結びつけて計画を理解できるようになると思います。

中学生の私にも分かる説明は、多くの住民にとっても分かりやすい計画につながると思います。判断の根拠や効果をはっきり示した計画として、見直しを検討してほしいです。

3) ふるさと納税の目玉とも言うべき畜産関係が大きな影響を与えていると思います。牛で言いますと100頭以上の飼育農家対象に義務付けられている汚水処理施設の設置を50頭以上と強化し、これらの農家に「ふるさと納税」で得た財源で、補助を出し河川環境への対策をしてはいかがでしょうか。

畜産で得た「ふるさと納

ただし、公共下水道区域内の未整備区域においては、合併処理浄化槽で対応する場合もあります。

また、処理区域については、人口密度等の地域実情や費用対効果で判断し区域設定をしております。

なお、どの処理方法も法律で定められた排出基準を満たしております。

本計画は、10年後の生活排水処理率を数値目標（参照：本編P51 図表4-3-3）として掲げたものであり、社会経済情勢の変化に応じて見直しをまいります。

生活排水対策は市民の皆様一人ひとりのご理解とご協力が必要です。中学生の皆さんにも分かりやすい計画にするべきという御指摘は、とても大切な視点だと考えますので、市ホームページ等で情報発信を図ってまいります。

3) 本計画は、集合処理施設への接続率向上や合併処理浄化槽への転換により、生活排水処理率を高めることを目標としており、10年後の数値目標を設定しております（本編：P51 図表4-3-3参照）。

なお、いただいた御意見については、関係部署へおつなぎしてまいります。

	<p>税金」を、畜産にしようする！というのは、もっとも理想的と思います。</p> <p>4) 都城市の基準をクリアした施設でも、大雨や台風といった災害時には、工場排水や畜舎・堆肥舎のオーバーフローした汚水等による河川への影響は少なからず有ると思うのですが、その対応はどの様にされていますか。緊急時のオーバーフロー対策も、予測できる範囲で指導の要領化をしてはどうでしょうか。(設備投資が絡んできますので、その助成を含めて)</p> <p>家庭の浄化槽や各地区の処理センターを通さずに河川へと流れ込む雑排水は、この第3次基本計画でゼロ目標に近づけてはどうかと考えます。</p> <p>5) 「浄化槽管理者」とは、メンテナンス業者のことか、設置した住人なのかわかりづらい。</p> <p>6) P47 4-2第3項第3号に課題を記載してあるが、今後の具体的な方策を記載すべきではないか。</p>		<p>4) 本計画は、集合処理施設への接続率向上や合併処理浄化槽への転換により、生活排水処理率を高めることを目標としており、10年後の数値目標を設定しております(本編：P51 図表4-3-3参照)。</p> <p>生活排水対策は市民の皆様一人ひとりのご理解とご協力が必要です。市ホームページ等で情報発信を図ってまいります。</p> <p>なお、いただいた御意見については、関係部署へおつなぎしてまいります。</p> <p>5) 「浄化槽設置者」に修正します。</p> <p>6) P53 第5章 5-1第3項に「(2) 合併処理浄化槽の適正な維持管理</p> <p>・市の合併処理浄化槽整備補助金を受け転換を行った浄化槽設置者に対しては、完成検査時等に口頭説明や啓発パンフレットの配布により、定期的な保守点検、清掃及び法定検査の実施の必要性について啓発を行う。</p> <p>なお、法定検査等の未点検者に対しては、検査機関と連携を図りながら、適正管理に努めるよう指導を行う。</p> <p>上記以外の浄化槽設置者に対する維持管理の徹底については、保健所等に協力を求め、本計画の推進を図る。」を追記します。</p>
--	--	--	--